

【解約に伴うご案内】

ご利用ありがとうございました。解約に関し、次の事項についてのご確認の上、ご承諾ください。

1. 退去立会について

- ・原則、退去立会は実施しておりません。契約終了日までに弊社へ鍵のご返却をお願いしております。鍵のご返却をもって、お部屋の明け渡しとさせていただきます。
- ・退去立会をご希望される場合は、別途ご連絡ください。
(鍵のご返却がない場合、日割り家賃が発生いたします。ご注意ください)

【ご注意】

※お客様と弊社スタッフにて退去立会が必要な物件もございます。

退去立会が必要な物件をご利用のお客様には弊社から別途、退去立会日時調整の連絡をいたします。

2. 公共料金の精算

- ・「契約終了日」までに水道・ガス・電気料金等の解約の連絡・精算を済ませておいて下さい。

3. 鍵の返却

- ・鍵のご返却はご郵送もしくはお近くの弊社店舗までご持参をお願いいたします。
郵送返却をご希望の場合は、事前に弊社から返信用封筒をお送りいたします。

4. 未納家賃等のお支払い

- ・解約月の賃料等（雑費、駐車料金等）は前払いとなっております。必ず事前にお支払い下さい。
尚、お立合い当日のお支払いはできません。

5. 修理費用の負担

- ・修理費用のご負担（畳の表替え・ふすまの張替え・クリーニング等）については、契約書に基づき精算いたします。また、借主様の責任による破損・汚損がある場合、別途費用のご負担が発生しますのでご了承ください。

6. 敷金の精算

- ① 契約終了後、原則 20 日以内にお客様あてに解約精算書（敷金精算書）及び工事見積書をご送付いたします。（内容により多少前後することがあります）
- ② 「敷金の返金」がある場合、60 日以内に弊社にご登録いただいている銀行口座もしくはお客様の指定口座へお振込みいたします。振込手数料はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。

7. ご注意

- ① 解約届提出後の解約取消・解約日の変更は基本的にできません。特に新入居者が決定している場合は、解約の取消、延長はできません。万一延長される場合、日割家賃とは別に損害賠償等のご請求をさせていただくこともありますので、十分ご注意ください。
- ② 駐車場やその他付帯契約の解約をお忘れになる方が多いのでご注意ください。
- ③ 郵便局や通信事業者（光回線・ケーブルテレビ）への転出届やご解約をお忘れなくご手配ください。
- ④ 保険のご解約をする場合は、ご加入保険会社へお問い合わせください。

⑤ お引越しまでに、必ず粗大ごみ等の片づけを済ませておいてください。未処理の場合は処分費を請求させていただきます。

粗大ごみ搬出・廃棄のお問い合わせ・・・大和市収集業務課 ☎046-269-1511

大和市以外にお住いのお客様はその他市区町村のホームページ等でお問い合わせください。